

知多市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び知多市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 4 号

知多市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び知多市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

(知多市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 1 条 知多市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年知多市条例第 3 2 号）の一部を別紙 1 のとおり改正する。

(知多市個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 2 条 知多市個人情報保護審査会条例（令和 4 年知多市条例第 2 3 号）の一部を別紙 2 のとおり改正する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>第1号及び第2号 (略)</p> <p>(3) 特定個人情報 <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>第6号及び第7号 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>第1号及び第2号 (略)</p> <p>(3) 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>第6号及び第7号 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第1号から第4号まで (略)</p> <p>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による意見を述べること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第1号から第4号まで (略)</p> <p>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による意見を述べること。</p>